

平成20年度第2回(臨時)愛知県青少年保護育成審議会 会議概要

- 1 日 時 平成20年9月18日(木) 午後2時30分から午後3時35分
- 2 場 所 愛知県議会議事堂1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員12名
説明のため、出席した者(社会活動推進課等)17人

4 審議の概要

【会長】

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議事は、愛知県青少年保護育成条例の一部改正についての1件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本審議会運営要領3の(2)の規定によりまして、本審議会では会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印することとされております。今回は、大矢委員様と加藤委員様にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。事務局から説明をしていただいた後、委員の皆様からご意見、ご質問などをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料1により説明する。

【会長】

どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、また全般的な意見がある方はぜひご発言いただければと思います。

【委員】

営業者の禁止行為の2番目ですけれども、勧誘、これは店外のことを想定しておられるのでしょうか。

【事務局】

禁止行為の2番目でございますけれども、店外での勧誘行為の禁止を考えております。

【委員】

私、知らないんですが、デートクラブというのはどういったものでしょうか。これは規制しておかなくてよろしいのでしょうか。

【事務局】

デートクラブの営業形態ですが、これがデートクラブですという定義みたいなものはございません。法律等でも規制はされておられません。東京の方ではデートクラブ条例というものがありますが、愛知県ではありません。

営業形態は、わかりやすく言いますと、皆さん方が町なかを歩きますと公衆電話があります。そこに電話番号と女の人が水着を着たような名刺ぐらいの大きさの広告物がよく張ってあったり挟んである。そういうのを見かけられたことがあると思います。ここにお客が電話をかけます。通常男性なんです、一般的には女性とデートしたい、あるいは悪意を持った男性客が性行為をしたいという場合にそこに電話をします。そうしますと、不心得なデートクラブをやっている連中がその電話を受けて、どここのホテルに入ってからもう一度電話をしてくださいということで一旦電話を切ります。お客さんがホテルに入りまして、納屋橋にあるホテル何々の306号室に今入りました、ここに女の子を派遣してくださいという電話をしますと、わかりましたということで、そのホテルに女の子を派遣する。そこで、会話をするのか性行為をするのかわかりませんが、そういったことでデートをしたり、いわゆる売春行為をする、そういう営業形態であります。

【委員】

そうすると、今回は喫茶という形態のことをおっしゃいましたけれども、本来的には青少年を保護育成しなきゃいけないので、事が大きくなるかもしれませんが、今のお話だと、デートクラブなんかもみんな危ないですね、青少年にとっては。それから、逆のとらえ方をすると、今犯罪が起きていないから、起きたところだけやるということになる、そういうふうにお考えなんでしょう。犯罪が起きていませんか。

【事務局】

今回は、説明にもございましたように、青少年をめぐるいろんな実態、有害な環境の実態と言ってもいいかもしれませんが、そういう実態があるものについて、それを特定して規制するということでございます。これは営業の自由という憲法との兼ね合いもございますし、必要最小限の規制をするというのがこの青少年保

護育成条例でございます。現在、この出会い系喫茶でそういう被害の実態がございますので、これは速やかに規制をしていくということでありまして、この際、可能性のあるものをすべて規制できればいいのかもしれませんが、それは実際には難しいということでもあります。

【委員】

デートクラブで今度犯罪が起こったときに追加するということか。

【事務局】

それは後追いになるかもしれませんが、条例で規制するとなるとそういう形になると思います。ただし、そういう実態があれば、この条例での規制だけではございませんので、いろんな啓発活動だとか、学校を通じたり、あるいはまちでの啓発活動、情報提供、いろんな手段がございますので、いろんな取り組みをしていきたいとは思いますが、条例の規制は、どうしてもそういう実態が出てきたら具体的に規制をするということになると思います。

【事務局】

もし売春を周旋したりしているような事実がございました場合には、当然売春防止法での取り締まりというのは可能ですので、営業形態自体を規制するということはなかったとしても、そのような事実があれば取り締まりというのは可能です。

【会長】

今、デート喫茶条例が東京はあると言っておられましたね。それはどういうものですか。

【事務局】

東京都の場合は、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例というのがございます。これが先ほど言いましたデートクラブ条例といったものなんですが、この条文を読みますと、デートクラブ営業者に、東京都の区域内において営業所等を設けて、お客さんと異性との間における対価を伴う交際を仲介する営業を規制した定義、こういうふうになっております。

ですから、先ほど言いましたようないわゆるデートクラブというものとは営業形態が若干違います。どのように違うかといいますと、先ほど言いましたように、公衆電話ボックスに名刺大のビラを配ってお客を募るのが愛知県の一般的な場合なんですが、そういう場合ですと営業所等が存在しません。ですから、東京のこの条例とはまた違うということなんです。

実際問題としては、先ほど言いましたようにデートクラブに係る売春、いわゆ

る売春については売春防止法を適用しまして、電話を受けて、ホテルに入ってからもう一度電話してくださいというデートクラブの業者、これを売春の周旋という格好で摘発をしております。

【委員】

今、これが実効性あるものになるかならないかということになってきますと、一番最初に書いてある、的確な規制が行われるようにというふうに定義づけが必要だと。これ、どういうふうに定義するのかなというのがちょっとイメージ的にわからないのでお教えをいただきたい。どういうことを想定してみえるのか。説明の中にも、別の営業の形態を看板に掲げてやっているみたいなのということもちょっと説明がありましたので、これがしっかりしていないと、ちょっと形態を変えるだけですぐこの条例の枠から外れてしまう可能性が出てくるような気がするんですが、どういうことを現時点で想定をされてみえるのか、ちょっと教えていただきたいと思うんですが。

【事務局】

神奈川県と京都府の調査をしてまいりまして、これはもう固まっているのかどうかわかりませんが、今後変わり得るのかもしれませんが、現在聞いている定義を申し上げますと、名称としては店舗型異性紹介営業ということで、詳しく申し上げますと、「店舗を設けて、異性との一時的交際、これは会話を含むということですけれども、異性との一時的交際を希望する者に対し交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業であって、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内に立ち入らせた他のもう一方の者に取り次ぐものをいう」こういうことでございます。ちょっと口頭ではわかりにくかったかもしれませんが、

店舗の中で異性との一時的交際を希望する者に対して、一方のお金を出すほうと出さない人がいますので、一方の者からの交際の申し込みを他の一方に取り次ぐということです。

【委員】

現状もそうなんでしょうけれども、今の話だけだと、実際に立ち入ってみないと中で何が行われているかというのはわからないかなという気がします。今でも愛知県で11ありますよという、それはずっと調べられた結果として11だということなんですけれども、それが条例をつくったときに、これで指定を受ける営業店舗であるという確認はどうやってされるんでしょうか。一軒一軒お店ができるとずっと歩いていくのか、知らないうちにできちゃっていたというのも出てくるような感じがするんですが、その辺のところの捕捉はどういうふうにされていくお考えなのか。

【事務局】

今年度に入ってから、5月、6月、8月と3回の立入調査を行っておりまして、それで11店舗確認しているわけなんですけど、営業する側もPRをしないとお客が集められないということで、秘密裏に行われていることでもありませんので、かなり情報が、私どもあるいは事務所の職員等を通じて上がってまいりますので、その情報に従って立入調査等を行いながら把握していくということになると思います。

【委員】

関連してお伺いしますけれども、漫画喫茶とインターネットカフェというのは県内にどの程度あるんでしょうか。その一部がそういう出会い喫茶をやっているんだろうと思いますが。

【事務局】

資料がすぐに出てまいりませんで、申しわけありません。

ただ、漫画喫茶なんかはかなりの数があることは事実でございまして、漫画喫茶、インターネットカフェのうちの一部がやっているというよりも、こういう出会い系カフェが漫画喫茶やインターネットカフェという名前を名乗っているというのが実態だと思います。数としては全然けたが違う数になります。

【委員】

そうしますと、先ほどみたいに、調査を何回も繰り返して、ちょっとわかりませんが、常に業態が変わるかもしれない可能性がありますよね。ですから、そのリストに何を載せるかというのが非常に重要だと思いますが。

【事務局】

漫画喫茶やインターネットカフェ、それからカラオケボックスにつきましては、説明しましたとおり、深夜の青少年の立ち入りを禁じていますので、立入調査をしておりまして、一度に全部を回することはできませんが、かなり回っております。私どもとしてはかなりの部分を把握しております。

それから、出会い系喫茶は一目で普通のインターネットカフェとは違う形態を、違う雰囲気を出してしておりますので、把握することはそんなに難しいことではない。形態を分けたり、この定義づけは確かにしっかりやらなければならないと思っておりますけれども、定義づけをしっかりすれば把握することは可能である。特に今回、警察官にも立入調査権を与えるということで、立入調査を強化いたしますので、把握することは可能だというふうに考えております。

【事務局】

実態把握の部分に警察のほうから説明させていただきます。

現在、立入調査権限はございませんから、警察としては管内の警ら活動を行っております。それで、こういう出会い系喫茶ですと看板等を掲げておりますので、警察官が街頭活動をやっていると、新規に出会い系喫茶がオープンした場合ということで実態把握が可能です。これ、まずは1つです。

それから少年を補導した場合、少女を補導した場合、例えば児童買春の被害があって、そのきっかけは出会い系喫茶でどここの店ですという供述をしたとします。そういうことで、出会い系喫茶が新たな店がオープンしたということで実態も把握できます。

このように、実態を把握した場合、まず1つ目、警ら活動において出会い系喫茶を把握した場合、これについては警察官職務執行法という法律がございます、これの6条に立入権限がございます。公開場所は営業時間中、営業者の承諾を得れば警察官は犯罪予防のために立ち入ることができるという法律がございますので、これを根拠に、営業者に立ち入らせていただけませんかということで立入調査を行っております。これは現実にも今も行っております。今回把握しました11店舗は立入調査を行っております。

それに、新規オープンした、児童買春の被害に遭ったよという少女の供述があった場合、児童買春をした男性客を逮捕するのはもちろんですが、その男性客が少女と知り合ったきっかけとなった出会い系喫茶そのもの、そこに会員カードですとか、少女とその男が間違いなく接触したんだよという裏づけのために捜索活動も行っております。そのようなことで、立ち入りあるいは捜索という両面を使って実態を把握しておりますので、実態把握についてはそれで現在のところは行っております。

【委員】

基本的には、看板に掲げているわけでしょう、出会い系って。

【事務局】

そうです。

【委員】

それでないとPRになりませんよね。出会い系であることを売り物にしてやっているわけですね。

【会長】

漫画喫茶とかインターネットカフェで少女等が被害に遭っている例はあんまりないんですか、いかがですか。

【事務局】

私の記憶ですが、今まで検挙した中で、漫画喫茶とかインターネットカフェ、ここがきっかけとなって買春被害に遭ったというのは記憶にない。先ほど言いました出会い系喫茶がイコール、インターネットカフェ、漫画喫茶というニュアンスになっていらっしゃるかもわかりませんが、実際問題は違うんです。

【会長】

料金は両方とも取られるんですね、漫画喫茶もインターネットカフェも、男女とも。

【事務局】

そもそも別の営業だと考えてもらったほうがいいです。漫画喫茶は漫画喫茶で営業をやっていますし、出会い系喫茶は出会い系喫茶で営業をやっています。たまたま出会い系喫茶は漫画も自由に読めるものですから、漫画喫茶も標榜するわけですね。看板を2つ掲げておるといふうに感じていただければ結構かと思います。

【会長】

純粹の漫画喫茶というのは男女とも同じお金を払って入るんですよ。

【事務局】

はい、本を読むだけです。

【会長】

それだけのところはね。

【事務局】

まるっきりフリーです。そういうフリーなところだからということのを売りにして、出会い系喫茶が呼び込んでおるわけですね。入りやすい雰囲気を醸し出しているわけです。ですから、誤解なさないでいただきたいのは、漫画喫茶、カラオケボックスがイコール出会い系喫茶だよというふうに感じられると困るわけです。出会い系喫茶という営業は県内に11店舗ありますよ、それが漫画喫茶的看板を掲げていますよと。

【会長】

両方一緒にね。

【事務局】

はい。そういうふうで感じていただければ結構です。

【事務局】

先ほど、漫画喫茶とインターネットカフェの施設数のお尋ねがございましたけれども、１９年度末でございますが、県内には３６８の施設がございます。漫画喫茶とインターネットカフェを両方足しまして３６８施設がございます。

といいますのは、漫画喫茶とインターネットカフェの両方の営業形態を持っているお店もございまして、厳密にどちらというふうに分けるのが難しいということもございますので、両方合わせてという整理にさせていただいております。

以上でございます。

【会長】

どうぞ、ご意見がございましたら。

それでは、これ以上ご意見がないようでしたら、県の方からいただきました案ですか、出会い系喫茶の規制に関する県の考え方は大筋で皆さんご賛同いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。ご反対の方がございましたら、どうぞご発言ください。

あと、皆さんからご発言いただきましたので、その点につきましてはぜひ県の方もこの審議会の意見としてどうぞ対処いただければと思います。

はい、どうぞ。

【委員】

この案には賛成なんですけれども、去年の１０月の審議会のときも申し上げたんですが、事があるごとにモグラたたきみたいに規制を一つ一つ増やしていくやり方は仕方がないかなと思いますけれども、一方で、青少年保護育成条例という条例なわけですから、規制面だけでなく育成面もこの改定の機会に取り上げていただければいいかなと思います。去年のお答えのときにも、改正の機会に方針等に入れますみたいな意見をいただいたので、ぜひそういったことを検討していただければなと思います。特に、東京都とか三重県の条例にはそういった育成の項目もありますし、表彰したり、いろんな団体を育成するような仕組みも条例の中に入っておりますので、ぜひ検討していただければいいなと思います。

【会長】

どうもありがとうございました。

何かございますか。はい、どうぞ。

【事務局】

ただいま、ご意見をいただきました。条例の中に、規制ばかりではなくて保護育成という面も入れるべきではないか、こういうご意見だと思います。先回もたしかいただいております。

実は私ども、青少年保護育成計画というものを持っておりますけれども、この見直しの時期が近づいてまいりまして、今年から見直しの作業に入っております。この点はどちらかといえばむしろ保護育成の方に重点を置いた計画でございますけれども、そういう検討の中に、今おっしゃっていただいた、条例の中にそういう趣旨を織り込んでいくべきであるということも考えておりまして、この検討の作業の中でいろいろ検討してまいりたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

【会長】

どうもありがとうございました。

そのほか、何かこの機会にという方がございましたらご発言ください。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、事務局にはただいまの委員からのご意見、ご質問を今後の参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了したいと思います。長時間にわたり貴重な意見をいただきまして、また、お時間をいただきまして大変ありがとうございました。また今後ともよろしくお願いいたします。

【事務局】

恐れ入ります、1点だけ事務局からご報告をさせていただきたいと思っております。前回審議会の際にちょうだいしました意見に対する対応の状況についてでございます。

まず、スポーツ虐待のお話をちょうだいいたしました。何らかの対策をとるべきではないかというご意見をいただきました。私どもとしましては、県の教育委員会に相談をいたしまして、2つの対策をしていくということで今後対応してまいりたいと思っております。

1つ目でございますけれども、県の教育委員会が毎年2回開催をいたしますスポーツの指導者研修会、スポーツの指導者を集めた研修会がありまして、その場で虐待をしないように、そしてまたそういったことを発生させないような取り組みについてきちんと指導をしていきたいということでございます。

2つ目でございますけれども、実際に虐待を受けた、あるいは受けそうになっているという青少年への対策でございますけれども、虐待を相談する機関の電話番号を一覧表にいたしました、相談の窓口一覧カードのようなもの、こちらのちょっと小さいですけれども、これは県の教育委員会で作ったものでございます。

けれども、こういうようなカードの中に相談機関の電話番号を一覧表にしたもの、こういうものを社会活動推進課でつくりまして、そしてスポーツ団体を所管いたします県の教育委員会を通しまして団体の方に渡し、そして青少年にまた配布していただいて、気軽にご相談いただけるような仕組みづくりもしてまいりたいと考えております。

それから、本を万引きして売却するというような形態の万引きが多いので、親同伴でなければ売却できないような条例改正をすべきではないかという、こういうご意見もちょうだいをいたしました。しかしながら、親同伴の義務づけにつきましては前回の審議会でも反対の委員さんのご意見もございまして、条例改正につきましては慎重な検討が必要であると考えております。しかしながら、万引き対策というのは急を要する問題でもございますので、万引き対策を推進いたしますために設置をされました、県警本部に事務局がございましたけれども、万引き防止対策協議会というものがございしますが、こちらの場において万引きの防止対策についてしっかりご検討をいただき、対策を皆さんで知恵を出していただくようにというようお願いがしてございますので、その協議会の場におきましてしっかりご議論をいただきたいというように考えております。

以上、ご報告でございました。よろしくお願いいたします。

【司会】

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

これをもちまして、平成20年度第2回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。お帰りの際には、交通事故に十分お気をつけください。どうもありがとうございました。

以 上